

平成31年第5週 県中保健福祉事務所感染症レター

(H31.1.28~H31.2.3)

	福島県		県中地域				須賀川・岩瀬地区				石川地区				田村地区			
	第5週	第4週	第5週		第4週		第5週		第4週		第5週		第4週		第5週		第4週	
	感染症動向	感染症動向	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報
インフルエンザ	4265	5245	557	870	657	845	341	568	410	507	25	116	41	158	191	186	206	180
咽頭結膜熱	22	18	3	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	153	180	7	0	11	0	5	0	9	0	0	0	0	0	2	0	2	0
感染性胃腸炎	199	188	34	29	46	32	31	9	44	15	0	12	0	9	3	8	2	8
水痘	23	33	3	1	9	1	2	1	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0
手足口病	11	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
伝染性紅斑	65	56	4	3	6	3	2	0	2	0	1	3	2	3	1	0	2	0
突発性発疹	24	28	5	0	6	0	4	0	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0
ヘルパンギーナ	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	7	6	2	1	3	3	0	0	2	1	2	1	1	2	0	0	0	0
RSウイルス感染症	22	32	1	0	4	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	
流行性角結膜炎	13	20	0	1	0	0	0	0	0	0		0		0	1		0	

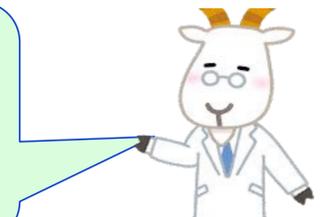
※平成30年1月1日より百日咳が全数把握疾患となりました。また、風しんの届出が「診断後7日以内」から「診断後直ちに」と変更になりました。
 ※平成30年5月1日より急性弛緩性麻痺が全数把握疾患となりました。

【感染症発生動向調査】 ※定点医療機関からの情報をもとに集計 【学校欠席者情報】 ※保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の欠席者情報です。

県中地域の状況	
<p>流行中</p> <p>〈インフルエンザ〉 県内全域で流行が続いています。乳幼児は脳症を、高齢者は肺炎を伴うなど、重症化するおそれがありますので、早期受診を心掛けてください。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p>	<p>※飛沫感染 患者の咳やくしゃみのしぶきに含まれる細菌等を吸い込むことで感染します。マスクの着用や咳エチケットを実施してください。</p> <p>※接触感染 細菌等が付着した手で口や鼻に触れることで感染します。手洗い、うがい、頻りに人が触れる場所(ドアノブ等)についての環境整備など基本的な対策を徹底することが必要です。</p>
<p>小流行中</p> <p>〈咽頭結膜熱〉 アデノウイルスの感染により、38~39度台の発熱、のどの痛み、結膜炎といった症状を引き起こす、小児に多い病気です。患者とのタオルの共用など綿密な接触は避けましょう。</p> <p>〈A群溶血性レンサ球菌咽頭炎〉 A群レンサ球菌による上気道の感染症です。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p> <p>〈感染性胃腸炎〉 食品や飲料水をとおり経口的に細菌、ウイルスなどの病原体が腸に感染してさまざまな消化器症状を引き起こす病気です。</p> <p>〈伝染性紅斑〉 頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられます。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p>	

インフルエンザの流行が続いています。

第5週は前週と比較し患者数が980人減少しています。現在報告されているインフルエンザのほとんどがA型です。例年であればインフルエンザA型の流行後にB型が流行しますので、今後も注意が必要です。



○インフルエンザによる異常行動について

抗インフルエンザウイルス薬の服用が異常行動の原因となっているかは不明ですが、これまでの調査結果などからは、インフルエンザにかかったときには、医薬品を服用していない場合でも、同様に異常行動が現れること、抗インフルエンザウイルス薬の種類に関係なく、異常行動が現れることが報告されています。

【異常行動の例】

- ・突然立ち上がって部屋から出ようとする
- ・興奮状態となり、手を広げて部屋を駆け回り、意味のわからないことを言う
- ・人に襲われる感覚を覚え、外に飛び出そうとする

○異常行動による転落等の事故を予防するために

異常行動の結果、極めてまれですが、転落等による死亡事故例も報告されています。小児・未成年者がインフルエンザにかかり、自宅で療養する場合はインフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、小児・未成年者を一人にしないことを原則としてください。異常行動が発生した場合でも、住居外に飛び出さないための対策をしてください。

【対策例】

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1)高層階の住居の場合 | (2)一戸建ての場合 |
| ・玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に | ・(1)に加え、できる限り |
| ・ベランダに面していない部屋に寝かせる | 1階で寝かせる |
| ・窓に格子のある部屋に寝かせる | |

この情報に関するお問い合わせ先: 県中保健福祉事務所 医療薬事課 感染症予防チーム

TEL: 0248-75-7818 E-mail: kenchu_kansensyoyobou@pref.fukushima.lg.jp